○外務省告示第四百八十九号

日本国政府は、平成二十一年九月二十三日に国際コーヒー理事会において決議第四百四十三号によって承認された「二千一年の国際コーヒー協定」の有効期間の延長を受け入れない旨を平成二十一年九月二十九日に国際コーヒー理事会及び国際連合事務総長に通告した。

よって、日本国は、同協定第五十二条⑵の規定に従い、平成二十一年十月一日から同協定への参加を終止した。

平成二十一年十月一日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第三百二十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から適用する。

平成二十一年十月一日

財務大臣　藤井　裕久

「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に改める。

○厚生労働省告示第四百三十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十一年厚生労働省告示第二百二十九号（雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

「福島県」の下に「、栃木県」を加える。

○厚生労働省告示第四百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表に第32部として次のように加える。

第32部　追　補　(28)			
内用薬			
品名	規格単位	薬価	
		円	
（ヰ）			
㊐　セチリジン塩酸塩錠5「NUP」	5mg1錠	33.10	
㊑　セチリジン塩酸塩錠10「NUP」	10mg1錠	99.50	

○農林水産省告示第千三百九十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、昭和四十一年四月十四日農林省告示第五百二十六号（中央卸売市場指定区域を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

「室蘭市中央卸売市場指定区域　室蘭市」を削る。

○農林水産省告示第千三百九十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第三項の規定に基づき、次に掲げる中央卸売市場の開設に係る同法第八条の規定に基づく認可がその効力を失ったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

開設者　室蘭市

市場の名称　室蘭市中央卸売市場

位置　室蘭市日の出町二丁目三番一号

取扱品目　魚類、そ菜、果実及びこれらの加工品

失効年月日　平成二十一年十月一日

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県美濃市字古城山四〇二六から四〇二八まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県八幡平市安比高原一八〇の二、岩手郡岩手町大字川口第三二地割三六の四、三六の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁並びに八幡平市役所及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市大東町猿沢字大久保一九の一七、字山滝五五の五〇、大東町中川字野田一六五の三、一六五の六、一六五の七、字上ノ山三の四から三の九まで、三の一一、三の三〇、三の三一、三の三七から三の四一まで、三の五一、三の五二、字根岸一〇四の一、一〇四の五、一〇四の八七、一〇四の八九、一〇四の一八三から一〇四の一八五まで、一〇四の一八七から一〇四の一九六まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十月一日

農林水産大臣　赤松　広隆